

秦野市議会議長選挙に係る立候補等に関する申し合わせ事項

(平成27年6月22日 代表者会議決定)

(目的)

第1 この申し合わせは、市民に開かれた議会、より活力のある議会の実現のため、議長の選出過程や任期を明らかにすることを目的とする。

(議長の選挙)

第2 議長の選挙については、立候補制とし、所信表明を行う機会を設けるものとする。

(立候補の届出)

第3 議長の選挙に立候補する議員は、立候補届出書(様式第1号)により、議会事務局長に届け出なければならない。

2 届出の期日は、議長選挙が予定される本会議の前日(前日が閉庁日の場合は、その前の開庁日)の正午までとする。

3 立候補の届出を行った議員(以下「立候補者」という。)が、立候補を辞退するときは、立候補辞退届(様式第2号)により、議会事務局長に届け出なければならない。

(議長及び副議長の任期)

第4 任期については、原則として、議長は2年、副議長は1年とし、再任は妨げないものとする。

(所信表明の実施)

第5 立候補者は、議場において所信表明を行う。

2 所信表明は、議長の選挙が行われる前に、本会議を休憩して行う。

3 所信表明は、公開とし、インターネット中継を行う。

4 所信表明における発言の時間は、立候補者1人につき10分以内とする。

なお、応援演説は、立候補者に割り当てられた10分の範囲内で行うことができる。

5 立候補者が複数いる場合、所信表明の順序はくじにより決定する。

6 所信表明に対する質疑は行わない。

7 所信表明に対して、何人も拍手その他の方法により賛意を表し、又は野次その他の方法により反意を表してはならない。

(立候補者以外の議員への投票)

第6 立候補者以外の議員への投票も有効とする。

(委任)

第7 この申し合わせ事項に定めるもののほか、必要な事項は、代表者会議で協議、決定する。